

平成29年度 第5回茂原市学校再編審議会 会議概要

- 1 日時 平成29年10月5日(木) 18時00分～20時15分
- 2 場所 茂原市役所9階901・902会議室
- 3 出席委員 11名  
中山会長、足立副会長、永山委員、石黒委員、吉野委員、宮本委員、  
北田委員、狩野委員、小柳委員、齊田委員、平井委員  
(欠席1名 酒井委員)
- 4 出席職員  
教育長 内田 達也  
教育部長 豊田 実  
教育部次長(教育総務課長) 久我 健司  
都市建設部土木管理課長 秋山 忠  
学校教育課長 鈴木 明  
学校教育課主幹 村澤 昭憲  
学校教育課主幹 平井 仁  
都市建設部土木管理課長補佐 丸 利幸  
教育総務課長補佐 川崎 弘道  
学校教育課係長 野口 栄孝  
教育総務課係長 東間 諭  
教育総務課副主査 沼 崇之
- 5 傍聴者 5名(他、教育委員2名)

川崎教育総務課長補佐 : 皆さまこんばんは。間もなく開会予定時刻となりますが、ここで配付資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただいた資料といたしまして、次第、資料の1から3、土砂災害防止法というチラシ、9月議会の一般質問概要がございます。また、それとは別に、9月13日付けで、開催日程の変更通知と一緒に、第4回審議会の会議録、第2回住民意見交換会の会議概要や提出意見の集計をお送りしております。そして、本日机の上に、土砂災害防止法に関する図面を置かせていただきました。資料等の不足はございましたら事務局までお願いしたいと思います。いましばらくお待ちください。

(※当日配付資料については「ちば情報マップ」→「防災情報」→「土砂災害警戒区域等」で、本納小付近の地図を参照)

それでは大変お待たせいたしました。定刻を若干過ぎましたが、ただいまから第5回茂原市学校再編審議会を開会いたします。

まずは、急な日程変更にもかかわらず、皆さまご都合を合わせていただき、誠にありがとうございます。

本日の報告案件に関係する職員に急遽出席いただきましたので、紹介をさせていただきます。

市役所都市建設部土木管理課長の秋山でございます。(あいさつ)

同じく土木管理課長補佐の丸でございます。(あいさつ)

それではさっそく、次第にしたがい進めたいと思います。次第の2といたしまして、中山会長からご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

会長 : 皆さまこんばんは。普段この時間ですと、皆さまはどこで何をなさってい

るでしょうか。私の家からこの庁舎は良く見えます。だいたい高い階で仕事をしている課が多いんだと、煌々と電気が付いていることもよくあります。本日もおそらく市民の皆さん方は、9階に今日は電気が付いている、何かやっているなという気持ちでご覧になる方がいるかもしれません。

いま世の中は、衆議院が解散されて、選挙に関わることが毎日のように報道されております。あるときは新聞で、あるときはテレビで、私たち国民は目を白黒させながら、それぞれのお考えをわかる範囲で理解しようと努力をしているところであります。選挙は今月行われるわけですが、それと相まって、市民の皆さん方もおそらくいろいろお考えになっているであります。街中で会いますと学校再編という言葉が飛んでまいることもあり、かなり関心の度合いも高まっているのではないのかなと思います。

本日第5回の審議会となったわけですが、本来ですと9月に行う予定でしたが、皆さま方ご理解の上で今日お集まりいただいたと思います。私どもがやらねばならないこととして、与えられた課題についてきちんと審議をして、答申をしなければならぬという責任がございますので、この会議に参加するときは非常に緊張しており、本日もそんな気持ちでここに座っております。お集まりの審議会委員の皆さまをはじめ、事務局の皆さん方、みんなで良い方向に向くようにありったけの知恵を出し合って、本日も仲良くこの審議会を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願います。

川崎教育総務課長補佐 : ありがとうございます。  
それではこれより審議を進めてまいります。条例によりまして会長が議長となりますので、ここから先は中山会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願います。

会長(議長) : それでは、円滑な進行に努めたいと思いますので、皆さま方のご協力よろしくお願ひ申し上げます。

久我教育部次長(教育総務課長) : 本日の次第にしたがひまして、まず報告の(1)、9月2日の住民意見交換会及び9月議会の概要について、事務局のほうから説明をお願いいたします。着座にて失礼いたします。報告(1)、9月2日の住民意見交換会及び9月議会の概要について説明いたします。

まず、9月2日の住民意見交換会ですが、多くの委員の皆さまに参加いただきまして、どうもありがとうございました。また、中山会長さん、平井委員さんにおかれましては、当日参加者から発言を求められまして大変だったと思います。ありがとうございました。

さて、9月2日の第2回住民意見交換会は、配布資料は第1回の8月19日と同じもので、8月28日の第3回審議会で審議した内容は口頭で説明するという形で行わせていただきました。当日の参加者は、午前に行いました二宮福祉センターでは16名、こちらは全員が第1回とは違う方でした。午後の新治小学校体育館は67名の方に参加いただきました。うち第1回の意見交換会から続けて参加された方が46名、初めて参加された方が21名という内訳でした。

資料以外に口頭で説明した内容、当日参加者から発言のあった内容は、先ほど進行からお話しましたように、すでに会議概要として皆さまに事前送付してございます。また、当日提出されました意見記入用紙の集計についてもお送りしているところでございます。詳細な説明は省きますが、ありました意見の傾向としては前回とほぼ同じではないのかなと感じております。

まず二宮福祉センターでは、統合自体はやむを得ないが、スクールバスの整備、校名の検討方法など、統合後に関する意見が多くありました。また、参加者側からも、参加される人が少なく残念、もっと多くの人に関心を持ってもらえるよう働きかけるべきだというご指摘もありました。緑ヶ丘小に向けて坂が続いていることで、低学年の子は相当大変じゃないのかという意見もございました。

午後の新治小学校体育館では、前回と同じく、保護者というよりは地域の方の参加が非常に多く、統合に反対の意見もありました。若干紹介させていただきましたと、少人数学級でも構わないんじゃないのかと、統合自体に反対

という方もいましたが、それは少数で、統合する先が本納小ということに対して非常に懸念を持っている方が多かったと捉えております。また、若い世代を中心に、短期間にまず1つ転校して、またすぐに転校ということでは子どもに大きな負担がかかる、3校一気に統合ができないのかという意見もございました。また、本納小の崖についての言及が非常に多くなされて、これにつきましてはこの後、別の内容も含めて担当部署より説明させていただきますのでお願いいたします。

最後に9月議会での概要についてですが、学校再編に関する一般質問について、資料を事前に送付してございます。これにつきましては説明を省略させていただきます。以上でございます。

会長(議長) : はい、ありがとうございました。ただいま報告をいただきました(1)につきまして、委員の皆さま方、何かございましたらご発言いただきたいと思います。どうぞ。

委員 : 私は二宮福祉センターのほうに8月と9月出席したんですけど、初回も2回目も十数名で、告知をもうちょっと何とかしてほしいという意見もあつたんですが、緑ヶ丘自治会では自治会だよりというのが月1回ありまして、自治会の加入世帯に1部ずつ配布するんですが、それも3か月連続くらいで配布して、回覧でも2回まわして、広報もばらでも当然やっていましたし、自治会の役員会でも告知して、それでも十数名でした。ちょっと関心が薄いのかなという感想を持っています。子どもがいる世帯は関心があるけれども、やっぱり子どもが少ない、9割以上は小学生中学生がいない世帯なので、当然小学生がいる世帯には学校のほうからもPTAに告知したりしていたんですが、どうも二宮地区、緑ヶ丘も含めて集まりが悪かったと。正直理由はよくわからないです。関心が低いとは言えないはずなんですが、8月は回覧とか回るのが間に合わなかったのかもしれないんですけど、2回目の9月は届いていたはずで、告知も何回もしていたので。

十何人の意見しか聞いてないので何とも言えませんが、だいたい流れとしては出席者が言われたような質問、疑問を皆さん持っているのかなと思います。突拍子もないものとかはなかったですね。

会長(議長) : はい。いま委員さんから二宮、緑ヶ丘の方を対象にした会には、新治と比較するわけではありませんけど、参加された数は確かに少なくございました。その理由もいま分析をされていましたが、一言で言えばこのことに関する関心の度合いがやや低いのではなからうかという、個人的な見解をお述べになりました。

委員 : あとちょっと付け加えて、これが具体的にいつ統合とかいう話になると、また違った形で盛り上がるかもしれません。

会長(議長) : いま現在の状況ですね、ありがとうございました。周知徹底させるという努力はそれなりに行っていただきましたが、残念ながら集まった方の数は少なかったというご発言でございました。あそこに参加された方同士でも何か少ないなおっしゃっていた方も確かにいましたよね。

委員 : 他にいかがでしょうか。どうぞ。  
私は二宮と新治と両方伺わせていただいたんですが、やはり二宮のほうでは、関心がないわけではないでしょうけど皆さんの出足が少ないということだけはわかりました。新治のほうは、出足は多いと言いながらも、年齢の高い方たちが多いということで、学校がなくなるからどうというよりも、新治をなくしたくないという意見が多いのではないかと思います。小学校をなくすのに反対ということではなく、新治をなくしてほしくないということで、小学校がなくなると困るということをきっかけに反対があるのではないかなと。子どもたちのことを考えたら、私たちは学校のことをまず考えなくてはいけないんですが、地域ではそのような傾向があるのかなというふうに捉えています。

会長(議長) : はい、ありがとうございます。いまお話がありましたように、参加される皆さん方の年齢が、二宮や緑ヶ丘と比べると高いということがまずありました。確かにそういう感じは受けますね。そして、そういう方々の大方は、学校をなくしたくないという思いが非常に強いということでしたね。

私たちがこの審議会を始めるにあたって一番初めに確認したことは、どこにポイントを置くのかということでありました。地域の環境も含めた学校の環境、ここに目を付けたわけです。その対象になるのは当然いま学校に通う子どもたち、いずれ通う子どもたち、そのために考えられるだけの環境整備に努めるということで、いろいろな意見を出し合いました。少人数学校はメリットもあれば逆のこともあります。普通の学校であれば普通にできることが少人数のためになかなかやりづらいとか、いろいろマイナスの面、もちろんプラスの面もありますが、いずれにしても学校に通う子どもたちのために、どういう条件の中で考えていったらいいのかということを中心に話し合ってきたと、今でも思っていますしこれからもそうあるべきだろうと思っています。そのような意味から、学校がなくなるということが起こるとすれば、確かにそれは寂しいことであり、大変な思いをする方もあるかと思えますけれども、だからといって今のままでいいのかと考えるとそうではないんじゃないかというのが、私たちが今まで話し合ってきた気持ちであったかと思えます。

続けて他に感想、あるいはご意見をお願いしたいと思います。どうぞ。

委員 : 個人的な感情がちょっと入ってしまうんですが、私はまだ住民意見交換会が必要だと思います。先般新治小で行われました意見交換会、それから5月に行われた(基本計画)説明会にも私は出席させていただきましたけれども、特に新治地区の皆さんの切実な胸の思いを聞いていると、自分自身の胸が締め付けられるような気持ちでした。新治地区の皆さんには、もっと懇切丁寧な説明がまだ必要なのではないのかなと思いました。先の意見交換会でも、新治の皆さんは質疑に対する応答者を指名までしておりましたよね。それは、教育委員会だけではなくて、茂原市役所全体が新治のために動いているのかということをお聞きしたからではないのかなと感じたんです。先ほど言いましたけど、もっと丁寧な説明をして、市役所一丸となって新治のために取り組んでいることを伝えるべきではないのかなと思いました。

新治地区の皆さんの意見を聞いていますと、新治地区の皆さんは自分たちの土地をととても愛しています。それイコール自分たちの土地の子どもたちも愛していると思います。もっとこちらが真摯な態度で対応すれば、納得はしていただけないかもしれないですが、理解は得られるのではないかと思います。

あと、これは審議会の範疇ではないかもしれませんが、跡地利用とかについても市は熱心に取り組んでいただけないかなと思いました。新治の皆さんは圏央道とか推していますよね。だったらあそこの跡地を例えば道の駅にするとか、何かしら跡地利用できるようにしていただければと思います。それが、我々審議会が基本計画で立案しました地域住民の理解、配慮だと思っております。以上です。

会長(議長) : はい、ありがとうございました。もっと新治の皆さん方の中に入り込んで、話し合う、語り合うというところを大事にしていくべきではないかということ、併せて、行政のほうももちろんのこと、市民も、茂原市全体の皆さんがこの件について考え合う、話し合う、意見を出し合う、そういうことも必要ではなかろうかと、そこまで委員さんはおっしゃりたかったのだらうと思います。先ほどの話し方だと、今の段階で評価をしてみると、そういう面で若干欠けていたというふうにお考えですかね。

委員さんいかがでございますか。

委員 : 私は、とりあえず小規模校を解消してやらないと、子どもたちがかわいそうだと思います。意見交換会に出ても、参加者の間で意見が2つに分かれているんですね。

新治地区の工業団地ができたので、人が増えるんじゃないかと新治の人は期待しているんです。宅地開発も、(広報もばらの)市長が行くでコメントを載せていましたけど、私の記憶では、再生土を埋めてどうのこうのとやって、埋めた場合は10年くらい家を建てられないはずなんですよ。どのくらいの量を埋めるのかはわかりませんが、寝かしておかないとだめなんじゃないかと。そうすると、整備して売り出すまでに大体10年くらいかかって、そこに入ってくる住民の方が全部小さい子どもがいるとは限らないですよ。ですけ

ど新治の人は宅地開発するから人が増えるんだと。工業団地作って工場が来たらまた人が増えると。工業団地も、工場は不便なところのほうがいいんですよ。騒音とかで住民からクレームが来ないから。人が住むのは便利なところで、工業団地ができたからといってそこに人が集まるわけではない。そういうところを市のほうで説明しないと、おそらくこれは決着がつかない、住民が全部賛成するとかはないと思います。

前に統廃合の審議会をやったときに委員だった人から話を聞いたんですが、小規模で人数が少なくてもいいんだと言ってました。だけど前にやったときと今回とは人数が違うんですね。小規模でも大体1クラス20人くらいはないと、1学年3人とか4人とかでは「小規模」じゃないですよ。委員さんがおっしゃられたとおり、そういうことを丁寧に説明して納得してもらわないとダメだと思います。

審議会(の進め方)も少し早いんじゃないかと、議員さんからもコメントが出ていますよね。この前二宮に参加された人が、審議会委員の人は実際学校まで歩いたのかと言われましたけど、そういうところ、じゃあ歩いてみようかとやっていかないと、ごねてまとまりがつかなくなっちゃうのではないかなと思っています。

会長(議長) : はい、ありがとうございます。前回の意見交換会に参加されての感想も含めて、これから考えるべき大事な点についていろいろご指摘をいただいたと思っております。

委員 : 委員さんいかがですか。  
私はこの説明会にも意見交換会にも参加させていただいてないんですけども、いまのお話を聞く限り、やはり地域住民の方は、学校をなくしたくないというよりも新治をなくしたくない、新治にすごく愛着があるのであって、その名前を残してほしいというふうに私は受け取りました。他の委員さんが言うように、そういう方々に丁寧に説明するとか、委員さんが言ったように私たちがもっと努力をして伝えていくことが必要なのではないかなと。参加していないのであまり強くは言えないんですけども、感情を考えるとそう思います。

でも一番は子どもたちのためになるべく早く、1年生が3人でポツンと授業を受けているあの姿を浮かべると何とか早くしてあげたい、だからもっと努力をしなくちゃいけないと、いまお話を聞いていて感じたところです。

会長(議長) : ありがとうございます。他に積極的なご発言はございませんか。どうぞ。  
委員 : 9月2日の意見交換会の後の反応なんですけど、いろいろな人と会うんですけど、どうも意見交換会イコール、統合が決まって住民から意見を聞いていると捉えている人が結構います。もう決まったんでしょと、例えば二宮小と緑ヶ丘小は一緒になるんでしょと、それで意見交換会で住民の意見を聞いているんでしょという方が何人かいて、いやまだ決まってないよ、答申するための意見を住民から聞いているんだよと私が言うと、えっそうなのという反応です。関心が薄いと言えば薄いんですけど、意見交換会に行った人は当然まだ決まってなくて意見を聞いているとわかっているんですけど、関心の薄いお年寄りとかは、もう一緒になるんでしょ、いつ一緒になるのと、意見交換会は決まった後の住民からの意見を聞いていると捉えている人が結構います。それは否定して、市の広報とかでもあるようにまだ決まってないよと言っているんですけど、意見交換会という字面を見て勘違いする人がいると思いますので、新治と温度差があるというか、いろいろな噂が飛び交って、校名はどうなるのか、もう決まっているんでしょとか、変な噂というかそういうのをまた流す人もいると、そういうことを9月2日以降聞きました。私は否定していますけれども。自治会とかでも、まだ決まってないよと言おうと思っています。

会長(議長) : ありがとうございます。確かにいまのお話のように、まだ理解が不徹底だったということは反省しなければならないことかと思えます。

考えてみれば29年5月14日、それから5月28日、いずれも2時からでしたけれども、市民室と本納中学校の体育館を使って、基本計画の説明会というのを最初に開いたわけですよ。何のためにその説明会を開いたのかという

と、学校再編に関わる一番基本的なこと、(前の)審議会で話し合っただけでまとめたことを、まず市民の皆さん方に説明をしたい、生の話し合いをしたいということで始まったかと思います。

そして8月の19日が意見交換会、集まった市民の皆さん方と意見をどんどん交換し合っただけで、どういう方向に進むのがいいのかということを考えていくうえで、市民の皆さん方の考え方を聴取させていただいたのが1回目の意見交換会であったかと思います。2回目が9月の2日でございました。先ほど報告があったのもこれで、二宮福祉センターでは9時30分から、新治小体育館では午後2時から行われたわけです。ここでもあくまで市民の皆さん方に、私たち審議会では、また市の当局では、このように考えているということを説明していったわけですが、それが早とちりというか、もう決まっているものを説明していると捉えた方がいるとすれば、それは誤りでありますので、そうではないということをはっきりとわかってもらわなければいけないと思います。いずれにしても、最終的には市の議会で承認いただかなければ決まることではないと思いますけれども。

副会長 : 前回の9月2日のことにつきまして、他にございませんか。どうぞ。  
新治小のことでお話ししたいんですが、保護者は3人じゃかわいそうだと、大きいところに入れてあげたいという考え方が根底にあると思いました。地域の方は、3人だからきめ細かい教育ができていいじゃないかと、新治も良い環境だし、できることなら本納小の人に新治に来てほしいというような意見で、ちょっと平行線をたどってしまっているような感じを受けました。これを両方が納得するような納得するような形に持っていかなければいけないと思います。そのために我々もいろいろ話し合いをしなくちゃいけないし、当然事務方が説得をしていかなければいけないことじゃないかなと。

会長(議長) : 数日前にSNSを通して、新治小学校で奉仕作業があったと、保護者が少なく大変だから、地域みんなが一生懸命手伝って奉仕作業ができましたということが述べられていました。本来それでいいのかどうか、保護者、つまり子どもがいての小学校であって、地域の方々がお手伝いしてくれるのは良いことだけれど、それが前面に出てしまうのは、果たして子どもや保護者にとって良いことなのだろうか、ちょっと疑問を感じたところでございます。

委員 : はい、ありがとうございます。他にございますか。  
案というか、新治のことは良くわからないんですが、地元の住民の代表となるとやはり自治会、茂原の自治会組織率は6割ですけれども、一個人の意見を聞いているときりがないと言いますか、自治会単位で自治会長が意見をまとめるのか、集まってもらって説明するとか、そういう地元のほうをまとめてもらう努力もいるかなと思います。

会長(議長) : 西陵中と富士見中の合併、選択制の問題にしても、緑ヶ丘でもいろいろな住民の意見があって、反対とかもあったんですけど、親と子と学校の問題なので、自治会としてはあえて賛成反対とかはやめようということで見守っていたというか、選択制の状況を見て、教育委員会のほうで決定されたらそれに従うようなコンセンサス(合意)のようなものを作りました。当然反対する方も結構いるんですけど、そういう方が意見交換会とかに行くと大きい声で言うと、その地域全部の意見のように聞こえてしまうので、説明も含めて地域の意見を集約して、自治会長なり自治会長連合会なりで調整するという作業も必要なのかなと思いますね。全住民がそこに来ているわけではないので。

会長(議長) : はい、ありがとうございます。それぞれの地区で自治会が構成されていて、先ほど6割とおっしゃいましたが、その制度を使いながらいろいろなことを話し合っただけで決めていくというようなこともやっていますよね。今回は学校再編ということがテーマであって、自治会でそういう話し合いがもちろん必要だろうと思いますし、何かの集まりがあれば大勢の人に集まってもらいたいというようなPRとか連絡とか報告とか、おそらく自治会長さん方を中心に各自自治会でなされていることだろうと思います。

よろしいですかね。まだこの後込み入った話がたくさん続いていきますけれども、とりあえず前回、9月2日の意見交換会が終わった後の本日の会議でありますので、感想を含めながら会の内容の確認をさせていただきました。

ありがとうございました。

それでは報告の(2)に移らせていただきます。土砂災害防止法による区域指定につきまして、事務局より説明をいただきたいと思っております。資料1を出してください。どうぞ。

久我教育部次長  
(教育総務課長)

説明に入ります前に、先ほど9月2日の意見交換会での感想をいただきまして、ありがとうございます。事前に意見交換会の集計を送らせていただいておりますので、一度目を通していただいていると思いますが、二宮福祉センターは確かに参加者は多くございませんでしたが、結構若い方、30代40代の保護者の方の参加が比較的多くございました。受付のときに年齢とか保護者ですかとかは聞いていませんが、提出された意見用紙から集計いたしますと、二宮福祉センターは約7割の方が保護者だったと。先ほど説明しましたように統合後に向けたお話が多く、終了後に保護者の方から、今度小学校に来てPTAに話してくれないかという要望がございました。新治小学校でも、第1回に比べますと若い方が多く参加されたなという印象を受けてございます。しかし、意見を提出された方の比率ですと、保護者の方は約33%ということでした。やはり新治小学校さん(の保護者)からも、直接いろいろな話を聞いてもらいたい、意見交換したいという話があり、先ほど委員さんからもっと意見を聞いたほうがいいという話もあったところですので、今後教委としても考えていきたいと思っております。

それでは続いて、土砂災害防止法による区域指定について説明させていただきます。今回、9月20日だった審議会を本日に延期した理由の大きな点はこちらでございます。そして、今まで皆さま方に学校を見に行っていたりして審議していただいておりますが、その審議のうえで非常に重要な点になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。冒頭紹介させていただきましたように、この土砂災害警戒区域、土砂災害防止法につきまして、本日出席させていただきます土木管理課より説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

秋山土木管理課長

すいませんが着座にて説明させていただきます。本日私のほうから、学校再編の審議に関わる事項として、土砂災害防止法に係る土砂災害警戒区域の説明をさせていただきます。

先にお配りしました資料1を見ていただきながら、土砂災害防止法ができた経緯と、この法に基づく茂原市での区域指定の現状を説明させていただきます。

平成11年6月に、広島県において甚大な土砂災害が起き、多くの尊い命が失われたことから、平成13年4月に土砂災害防止法が施行されました。この法律のねらいですが、土砂災害のおそれがある区域を明らかにし、速やかな避難勧告等を発令することにより、国民の生命を保護することが一番の目的であり、崖などをコンクリート構造物で強固なものにするなどハード対策ではなく、警戒避難体制の整備などソフト対策を推進するための法律であります。

この法律に基づき、千葉県では、土砂災害警戒区域を指定するにあたり、崖の傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上、その他に崖下に集落が多くあるなど基準を設け、茂原市内338か所を調査対象箇所といたしました。その後、平成19年から20年にかけて、338か所のうち77か所を優先的に調査し、平成22年3月に土砂災害警戒区域と指定いたしました。その77か所の中には、鶴枝公民館や鶴枝小学校の敷地の一部が含まれております。

その後、平成24年5月に、要配慮者利用施設である獅子吼園周辺、真名実恵園、公立長生病院、二宮保育所の4か所を追加指定し、現在まで合計81か所が警戒区域の指定となっております。すでに指定されている81か所につきましては、茂原市防災マップに記載されております。

その後県では、まだ基礎調査を行っていない崖に対して、早期の基礎調査を行うことといたしました。茂原市内においては、平成26年度から28年度にかけて、対象箇所全ての調査を終了したとのことであります。

県では、今後のスケジュールについて、市内の基礎調査はすべて終了しましたので、住民説明会を終えた、本納小学校を含む本納地区15か所をはじめ

として、残りの箇所についても随時説明会を行い、区域指定をしていくとのことでもあります。

以上で土砂災害防止法に係る土砂災害警戒区域の説明を終わりにさせていただきます。

会長(議長) : はい。ただいま土木管理課長の秋山さんから説明を賜りました。ありがとうございます。お話を伺って何かご質問ございますか。どうぞ。

委員 : 338か所が対象という形になっていて、いま81か所ということなだけで、今後338か所全部がどんどん指定されていく可能性が高いわけですか。

秋山土木管理課長 : そうですね。県のほうから、調査を行ったすべての崖に対して、今後住民説明会を行って、また市のほうに意見照会をして、おそらく調査したこの338か所はいずれは区域指定されるであろうと。ただ、その時期については、これからまた地区を分けて住民説明会を随時行っていくということで、いつ指定するかというスケジュール的なものは、まだ決まっていないということです。

委員 : 338か所はもうすでに調査しているということですね。そのうち81か所がもう指定されていて、プラスアルファのものがこれから指定されていくということですね。

秋山土木管理課長 : はい。

会長(議長) : 他にいかがですか。

久我教育部次長(教育総務課長) : すいません、本日追加で配らせていただきました資料がございますので、それをちょっとご覧いただけますでしょうか。

本市の場合、線路から西側は相当山が多くございまして、地図のほうをご覧いただきたいと思いますが、本納から左のほうに目を移していただきますと、茂原工業団地、吉井下、柴名と(区域指定の予定地域が)あります。そして真ん中の蓮福寺というところの辺り、こちら辺が先ほど秋山から説明しました、3月に住民説明会を行った15地域であります。左のほうの吉井下、桂、下太田にも線で囲われている区域がありますが、これはとりあえず調査が終わった区域です。本納、新治の一部だけを資料で提示しましたが、豊田、二宮なども含め、同様に市内全域で山を背負っているところは多くの区域、338か所が点在するということとなります。

図面の説明をいたしますと、黄色のところは、お配りした両面カラー刷りの資料で、土砂災害警戒区域の指定という黄色くなっているところがありますが、そのエリアを示しています。そして土砂災害特別警戒区域、赤のところは、本納小学校の玄関付近、それから体育館の裏手の一部も若干かかっていると。当然その黄色と赤の区域には住宅もあります。

ただ、先ほど秋山からも話をしましたし、事前に配付させていただきました土砂災害防止法の資料にもありますように、すぐここから退去しなければいけないとかいうことではないと補足させていただきます。

会長(議長) : はい。いま資料を3点ご覧いただいたと思います。どうぞ。

内田教育長 : ちょっと付け加えて、資料1に基づいて説明がありましたけれども、皆さん認識されているとは思いますが念のためお話いたします。

意見交換会で新治の方々から、本納小の崖の心配をだいぶ言われていたけれど、一番上の(1)に書いてありますように、これは意見交換会後に新たにわかったことです。ですので、新治地区の方は特にこれを知らないで反対を言っていたんですけど、その後さらにこれがわかったと。まだ警戒区域の指定を受けてはいないんですけど、今年度中か来年度早々くらいには指定される見込ということです。

会長(議長) : はい。確認ですけども、赤い線の囲みの中、それから黄色い線で囲まれている中、赤くなればなるほど危険度が高まっているということですね。

意見交換会後新たにわかったことと書かれてありますけれども、意見交換会をしているときに崖のことは確かに問題になりましたね。資料には、土砂災害警戒区域、一部は特別警戒区域に指定される予定がある、現時点では指定されていないと書かれております。これはおよそ何か月後くらいにわかるんですか。それもわかりませんか。

秋山土木管理課長 : 今のところスケジュールのほうはわかりません。

会長(議長) : 26年から28年にかけてこの基礎調査が始まって、28年度末には調査が終わ



- ったわけですね。その結果が徐々に下へ降りてきて、茂原市でそれが把握できたのは意見交換会が済んだ後だということですね。
- 久我教育部次長  
(教育総務課長) : 市役所内での連携の悪さもお詫びしなくてはいけない点だと思います。この調査が、国の法律、そして国のガイドラインに基づいて県がやっているものですから、県の調査結果について、市に降りてきた情報をどこまでオープンにしているかというところが、なかなか整理できていなかったのかなと思います。
- 29年3月に、本納地区15か所の対象の方には住民説明会をやっているわけですから、その時点で教育委員会のほうに情報提供され把握できていることが好ましかったと思いますが、いかんせんどこまでオープンにしているかということがございます。この後エリアとしては指定されますけれども、住民説明会をやって、関係市町村に意見照会して、それでまた千葉県が判断するというので、先ほど早ければ今年度末の指定という話がありましたけれども、来年にずれ込む可能性もありますし、いつその指定がされるかという期日もはっきりしていません。大変申し訳ないですがそのようなはっきりしない状況で説明させていただきました。よろしくお願いいたします。
- 会長(議長) : 住民説明会は、私たちが行っていた意見交換会の前にされたということですね。その結果がわかったのがここに書かれているように(意見交換会の)後ということですか。
- 豊田教育部長 : 住民説明会はしていたんですけれども、その事実を教育委員会が知ったのが意見交換会の後なんですね。その点についてはお詫びしなくてはいけないところです。
- 会長(議長) : わかりました。いずれにしても、この審議会の中でも崖のことは話題になって、いろいろな意見が出たのは確かですね。
- 報告いただいた2点目はこのくらいでよろしゅうございますか。それでは次へ進めさせていただきます。
- 続いて議題に入ります。議題の(1)でございます。小中学校の具体的な再編方法について、まず事務局より説明をいただきたいと思います。資料2を用意してください。
- (土木管理課職員退室)
- 久我教育部次長  
(教育総務課長) : それでは議題(1)、小中学校の具体的な再編方法について説明いたします。資料2をご覧ください。
- 本日皆さまには、2回の住民意見交換会と先ほどの報告などを踏まえて、現在の優先順位1、2についての再編案を修正するか否か、修正するならばどのような形にするかという視点でのご審議をお願いしたいと思います。
- 資料2にありますように、(1)としまして新治小、本納小、豊岡小に関する再編案について、現在は、新治小と本納小を統合し本納小を使用する、将来的には豊岡小も統合し校舎は新設する、となっております。右のほうに目を移していただいて、一番右に課題ということで、保護者や住民の皆さまから本納小の崖についての懸念があること、追加ということで土砂災害警戒区域に指定される見込であることを記載してございます。
- 次に、(2)の二宮小と緑ヶ丘小に関する再編案でございますが、事務局としましては、住民意見交換会での保護者の方からのご意見などで、子どもの数が今後も減少していくという中で比較的統合に向けての意見がありましたので、現在の内容、二宮小と緑ヶ丘小を統合し校舎は緑ヶ丘小を使用する、このような案で現段階では良いのかなと考えております。ただし、ポイントのところ、通学距離が長くなる地区についてはスクールバスの関係を入れました。校名は実施計画策定後、地域の方たちによる代表者会議などを設定し検討していくということで、前回も皆さまのご理解はいただいているところです。以上、非常に駆け足ですが、(1)(2)双方について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。
- 会長(議長) : はい、ありがとうございました。
- まず資料2の(1)、新治小、本納小、豊岡小に関する再編案について、皆さま方のお気持ち、お考え、ご意見頂戴したいと思います。どうぞ。
- 副会長 : (1)の課題のところなんですけど、先ほどのご説明を伺っていると、地

図の赤い線で囲われたところ、要するに著しい危険のおそれのある区域に指定されそうですから、2行目の土砂災害警戒区域に指定される見込というのは特別という言葉が入って、土砂災害「特別」警戒区域に指定される見込となるんじゃないですか。

会長(議長) : いかがでしょうか。  
久我教育部次長(教育総務課長) : 広い考え方で、黄色の区域に学校全部入っちゃいますので、一部は赤い区域が入ってくるんですが、黄色の土砂災害警戒区域、そしてさらに特別という視点で、まずはこの黄色のエリアというところも意識しなきゃいけないかなと思ってこのような表記にしました。

副会長 : 非常に柔らかい表現で、それもわかるんだけど、実際は特別(警戒区域)じゃないですか。後でやっぱり特別なんじゃないかといわれるよりも、最初から特別警戒区域に指定される見込だよと言っちゃったほうが正直じゃないかなと。

豊田教育部長 : それで良いと思います。特別警戒区域も警戒区域も両方に指定されるということですよ。

会長(議長) : はい、どうぞ。  
委員 :

いまご説明をいただいて、私たち多分同じように感じていると思うんですけど、今さらってということなんです。崖については最初から散々言っていたことだし、住民説明会というのが29年3月に行われていた時点で、もう本納小については早かれ遅かれそういう可能性があることはわかっていたわけですよ。私たちも散々それを心配していたし、意見も出ていた中で、本納小にしましょうというところまで意見がまとまってきたところだったじゃないですか。その段階まで来て、確かに県の決めることだから、公にできるタイミングが難しかったとかはっきりしていなかったとか、わからなくはないですけど、その懸念がありながら、みんなが心配していながら、なぜその確認をもっと速やかにしていただけなかったのかということ。懸念があるのであればそこにすべきではないんじゃないかということ、私たちに提案でもいいのでいただきましたかと思うんです。もうあと一歩で提出しようかというところまで来ていた案でしたよね。わかっていたんじゃないのかと、今さらという思いは拭えないですし、正直そうですかといっただけで飲み込める話ではないです。

それで、私は本納小はもう使えないと思った方がいいと思います。こういうことがわかっているのであれば、本納小に子どもを預けるべきではない、話をちょっと戻さなくてははいけないと。

本納地域で教育関係に携わっている方から少し意見をいただいたんですけど、本納中の敷地の中に仮校舎のようなものを十分建てられる、そのスペースがあるというお話でした。なので本納中の敷地の中に仮校舎を建てて、一旦子どもたちをそこに集めてまずは複式学級を解消する、そしてその先のことについては、予定どおり少し時間をかけて考えていったらどうだろうかというお話でした。

私たちは、学校を建てるのに具体的にどのくらい金額がかかるのかもわからないし、例えば2校を1つにしたことで、新校舎(建設)に向けてどのくらいの貯蓄とか用意していけるのかということも、市のほうから全く具体的に提示されていないし、新たな校舎を建てることが本当に現実的な話なのかということが見えてきていないんです。そこら辺の開示もしていただきたいですが、本納小を使うという案は一旦やめたほうがいいんじゃないかと思います。以上です。

会長(議長) : わかりました、ありがとうございます。どうぞ。

委員 : 資料1の中で、本納小もそうなんですが、真名実恵園、獅子吼園周辺、長生病院、二宮保育所、こういう施設も地図で塗りつぶしてあるんですよね。危険ということですが、現状病院とかあるじゃないですか。これは本納小だけの問題だけじゃなくて、茂原市としてそういう地域にある公共施設をどうするのかと、結構話が大きくなるような気がしますね。本納小もいま実際に通っているし、長生病院もいま実際に入院している、じゃあ(患者を)どこかに移動させるのかとか。

この土砂災害防止法というのは、警戒避難体制の整備などソフト対策を推進するための法律で、ハード的にどうこうするのではない。何かあったときに早めに避難しろよということを指定した地域であって、そこに住んではいけないとか書いていない。特に病院とか保育所とか、真名実恵園は老人ホームですし、結構難しい問題ですよね。本納小の件についても、指定されたとして、市としてこれからどうするのかというのがないと、教育委員会だけで判断できない部分が出てきたと思います。話がだんだん大きくなってきたというか。

会長(議長) : お話なさっていることはよくわかります。私たちはいま学校再編ということで、新治小学校と本納小学校の統合を考えた、じゃあどの学校を使うのかといったときに、本納小学校というふうに考えたわけですよね。ところがこういう調査が入ったために、本納小学校はちょっと使いづらくなった。となれば新治の方が言っているように、新治小学校はいいところですよと、じゃあ行こうと言っても建物が窮屈になる。だったら仮の建物でも建てたらいいんじゃないかという意見もあったかもしれませんが、いずれにしても私たちがいま考えるべきことは、本納小学校ではダメだということですね。

委員 : ちょっとまだそれは早いんじゃないですか。  
会長(議長) : まだ早いかもしれませんが、今までのご意見を伺っているとそういう感じがします。続けてどうぞ。

委員 : 過去において行政のほうで公開しなかった、今になってというのは確かにあるんだけど、ここでいま言うことではないかなと思います。あと委員さんが言ったとおり(話が)広がってしまうので、会長が言ったように、我々としても本納小のことについてどうするか考えていくことが大切だと思います。

こういう形に指定される見込ということですが、指定された段階において、小学校を(改修することは)新たに作るのと同じですから、それができるのかどうか。そこら辺の判断がないのにこちらに投げかけられても困りますから、実際的なところを示していただいた上で判断となってくるかなと思いますので、その辺を教えてくださいたいと思います。

会長(議長) : はい。

久我教育部次長(教育総務課長) : 資料1の真ん中あたりを見ていただきたいんですが、平成24年5月に獅子吼園周辺、真名実恵園、長生病院、二宮保育所の市内4か所が要配慮者利用施設として指定されるとあります。獅子吼園は、それ自体ではなくて、その周辺が指定されているということになります。長生病院はこの指定にあたりまして、新しく建てた裏の建物になりますが、指定されることがわかりましたので建物の強度を上げている、それによって特別警戒区域でも建設できるということになります。

いまの委員さんの質問に対しますと、この区域に何か建てるといった場合には、先ほど言った5メートル以上30度以上の崖という基準がありますので、その崖をなだらかにするとか、あとは資料にありますように崖を強固なものにする、または建物の前に崖が崩れてきても大丈夫なように堅固な擁壁を作る、あとは建物の強度を上げる。そのような手段があり、一切何も建てられないということではありません。

二宮保育所につきましては、この指定にあたりましては、大雨の災害情報が出てきた場合には登園をやめるとか、避難の際の経路はこうなんだよとかいうような形で、子育て支援課と保育所の職員においては認識しているところでございます。以上です。

会長(議長) : はい、ありがとうございます。

委員 : ありがとうございます。要するに、崖とか建物をいじることによって、できることはできるという判断なわけですよね。わかりました。

それならそれに沿った形になると思うんですけど、いろいろこういうものが危険だというふうに出てくると、やはり地元の方々は不安が出てくると思うので、賛成反対は別として、ここ(本納小)に持っていくのは非常に難しくなるんじゃないかなという気はします。私はいま判断いたしません、そういう前提で議論していった方がいいかなと思います。

会長(議長)  
内田教育長

: はい、ありがとうございました。  
: すいません、このことに関しては市議会議員の先生方にも説明したところでして、まず、これは市としての落ち度になってしまうんですが、資料1の意見交換会后に新たにわかったことという意味について、私たち教育委員会はこのことは知りませんでした。さっき委員さんからそれを匂わせてもよかったんじゃないかとおっしゃっていただきましたが、私たちもこれを知らない状況でした。

今まで何度も説明していたように、教育委員会が平成11年に行った調査では、あの崖の地山は基準の4倍以上の数値で安定していると。ただ表土については崩れる危険性がある、その手当はしなくてはいけないということで、いま柵を作ってあって、上の表土は平成13年に削り落としてあります。子どもたちにはあそこに近寄らないように日頃から指導していて、本納小もあの場所に何十年とありますが、そういう中で教育活動をやってきており、それがここにきて急に不安定になったというわけではありません。表土については時を見て手当していかなくてはいけないと思うんですけど、そういう中でやっていけるんだという認識で、今まで説明をしていたわけです。

次にこの土砂災害防止法、いま皆さんいろいろご議論いただきましたので大体認識ができてきたかと思うんですが、土砂災害警戒区域、特別が付かないほうですね、それに指定された場合、雨が強く降ってきて土砂災害警戒情報というものが出たときには、速やかに避難しなければいけないという土地なんです。つい最近、9月28日だったと思うんですが、大雨が降りました。警戒情報というのはそんなにしょっちゅう出ないんですけど、最近はいろいろなところで雨が降りまして、あのときは最初富津かどこかで大雨になって、だんだんこっちに広がってきて、この辺では一宮と長柄と睦沢かな、長生の中でも警戒情報が出ました。その警戒情報が出たときには、そこ(警戒区域)からは避難しなくてはならないとなっていて、いま指定されている地域や今後指定される地域で学校が重なるところが、睦沢や長柄にもあります。最近ゲリラ豪雨とか非常に多いので、今後警戒情報が増える可能性があるとは思いますが、今まで土砂災害警戒情報は茂原市で出たことがありません。また、そういう土砂災害警戒情報が出そうな、大雨が降ったり台風が来そうなときは、小学校は休校にしたり早く帰らせたりということを元々やっていますので、そういう対応はできていると思っています。基本的には土砂災害警戒区域に指定された、要するに黄色いエリアのところは、その土砂災害警戒情報が出たときには避難しなければいけないという認識です。こういう見解は教育委員会より土木とか専門のほうから言ったほうがいいのですけれども。

特別警戒区域に指定された場合も、そこからすぐに退去しなければいけないとかではなく、資料に書いてありますように、新たに建物を建てようとする、特定の開発行為に対する許可制、何か手立てをしないと許可が出ないとか、建築物の構造規制というのがあったり、あまりにも崖が危険な場合には移転勧告が出るということもありますが、すぐに出ていきなさいとかではないということです。

です、本納小の子どもたちが今すぐあそこからどこかに移らなければいけないのかというと、そういう状況ではないんですけども、今までも新治の地域の方は崖に対する心配を言っていましたので、より一層理解を得るのは難しくなったというのが想定される場所です。これについては、新治をなくさないでほしいという地域の方々だけではなく、おそらく保護者の方々も同じではないかなと思います。そういったところを議員の先生方にも説明したところです。

会長(議長)  
委員

: ありがとうございます。どうぞ。  
: 自分たちがこの審議会でやるべきことは、子どもの教育環境を良くするということが前提にあるわけですね。今まで議論してきた中で、いまの新治小学校の1学年3人しかいないような環境がそれでいいのか、それでは良くないだろう、速やかに統合してより良い環境にしていくべきだというふうに議論してきたんだと思いますし、それは変えてはいけないと思うんですよ。

我々はそれを答申として出すべきであって、その後どうするかというのは、審議会の中でどうしようという話ではない、市のほうが判断すべきことなのかなと思うんです。

ゆくゆくは3校を統合して、適正規模に収まるような学校を作りたいというのが1つあるわけです。でもそこまでいくには少し時間がかかる。けれども新治小学校は可及的速やかにやらないと、いまの1年生は、6年間の中では不公平というか環境が良くないから、当座は本納小と付けて、できるだけ多くの人数の中で学ばせた方がいいだろうとやってきたわけですよ。それがダメなのかどうかはわかりませんが、だとすれば3校を1つにしたほうがいいんじゃないですか。それができるかできないかは、我々の話じゃなくて茂原市の話、茂原市が判断すべきだと思うんです。教育委員会がするというよりも市としてするのかどうか。

今日の新聞で、鴨川でも複式学級ができちゃうから2つの小学校を統合しますよ、住民説明会をやりましたよという記事がありました。教育委員会や市長が出て説明をしたというような記事でして、そういうような形で住民の方に話をしていくのが必要だろうなと思います。本納小が受け入れが難しいから、じゃあどこで受け入れますかということ議論するのは、ちょっとどうなのかなと私は思うんです。自分たちはとりあえず、人数を増やしてあげることが、子どもにとってより良い教育環境が確保できるんじゃないかということ答申するべきなんじゃないかなと思うんですが。

会長(議長) : はい、よくわかりました。この審議会の役割という仕事として、どこまでやればいいのかということをおっしゃったんだと思いますが、私たちは、意見交換会もそうございましたけれども、教育環境に関わることで、例えばいまの状態をなくすためには2つの学校を1つにする、どちらの学校にするのかといったらこちの学校だということで提案、説明をしてきたわけですよ。でも今の発言は、そういうことはしなくていいと捉えていいんですか。

委員 : 例えば本納小学校を使ってというふうに考えてきたけれども、それがダメだからじゃあどうしますかと言われて、我々がじゃあこちの方がいいんじゃないですかと変える、別の案でこうじゃないですかということ協議するというのは難しいんじゃないかなと思うんです。

会長(議長) : なるほど。私の気持ちを申し上げますが、意見交換会でご指摘があったかと思えます。会がもう終わろうとする頃、2つの学校を合わせて、また3つの学校が統合される、何度も学校が変わる中で子どもが育っていくのがいいのか。だったら最初から3校一緒にした学校を作ったらどうかというような発言がありましたね。これは納得をしていた方々の顔がずいぶん見えたんですけど、そういうところまで提案というか、出さなくてもいいだろうということですね。

委員 : いや、いいだろうということじゃなくて、ゆくゆくは3校を1つにするという目標は作ってあるわけですよ。でもそこに至るまでには、用地の問題とか財政的な問題とか、時間がかかりすぎるだろうと。それまで待っていたら当座困っている子どもが卒業しちゃいますよということ心配しているわけです。だから当座の方法として、2つを1つにして、今よりは子どもが社会性を学べるような環境にしてあげるのが、ベストじゃないですがベターだと考えてきていて、最終的には1つにしようという部分は一致していると思うんですね。

会長(議長) : そこはいいですよ。私たちは速やかにという言葉を使いました。ということになるべく早く子どもたちに良い環境で学ばせたいということであろうかと思いますが、テレビやラジオのスタジオを作るのとは訳が違いますから、3校を一緒にする、学校を建てるとなれば、お金もかかるだろうし土地の問題もあるだろうし、簡単にはいきませんよね。でもいまの状態からすると、3校一緒になるということは確認済みなので、それはそれでよしとして、審議会としてはそれ以上のことは考えなくてもいいだろうということですかね。はい。

委員 : 新治小と本納小を統合し、本納小を使用するという今の再編案について、

(答申では) そこまでいかない、いけないという話でしょうかね。そうだとすると、答申案についてはもう1回考えてもらいましょうということになるかと思います。

いろいろな選択肢が出てくるかと思うんですけど、いまの本納小をもうちょっと整備して安心だという形にしていくのか、いまおっしゃった3校を統合していく案にするのか、あるいは難しいから新治小に持っていくという案にするのか。いくつかの案があって、そこまで戻っちゃっていいのかなというのはあるんだけど、こういう情報があって、本納小に行こうという案は、やはり住民感情からして厳しいんじゃないかなと思います。

会長(議長) : 安心安全の観点からすれば、このような情報が入ってくれば、通常の判断であれば避けた方が良いでしょう。

委員 : 安全だと言い切れるところまで持っていければ別ですけど、今の段階では資料2の現在案はちょっと止めたほうがという気がしますね。

会長(議長) : はい、委員さんどうぞ。

委員 : 私は最初の話のとおり本納小で進めていってもらいたいと思います。安全面は、崖崩れとか起こらないように手当をします。新治小に持っていても学校が小さいとかありますし、最初3校を一緒にという意見が出たときに、3校いっぺんにやるのは無理だと、新治と本納を最初に統合して、それから5年くらい後でしたかね、豊岡小を合併すると。やはり期間をおかないと、土地の買収とか大変だろうと思います。

崖崩れとかは、きちんと手当すれば安心だと思うんですよ。広島の大災害が起きたところは、下が花崗岩(かこうがん)なんですよ。土に水がうまく入っていかないので、それで土砂が流れたと言われています。茂原市の場合は花崗岩はなくて、あっても砂岩なので、手当をすればそんなに崩れ落ちるようなこともないと思います。

ここに赤が付いているところ(特別警戒区域)はちゃんとした土木工事をやってないんですよ。自分たちで削って昔に家を建てたり、蓮福寺でも削ってお墓を建てていったとか聞いたので、土木工事をちゃんとやれば大丈夫だと思います。

会長(議長) : どうぞ。

副会長 : 私も委員がおっしゃったように、1学年3人というのは早く解消しなくちゃいけないというのが第一義だと思います。といっても、本納小が危ないから豊田小と一緒にしましよとかすると、じゃあ本納小の子どもたちを見捨てるのかということになってしまう。プールに行くのに一般道を通らなくちゃいけないという問題も言われているし、そうなるとう方ふさがりになってしまう。

でも本納小と一緒にするのが、ベストでなくてもベターであるから、説得するしかないと思うんですよ。崖の手当をして、プールに行くのにどうしたらいいか考えて、新治小の方々が、これだけやってくれたんだからしょうがないなというように持っていくしかないと思うんです。でないと、もうこのままでもいいじゃないかという意見のほうが強くなってしまいます。

本納中学校の敷地に3校一緒にしたものを建てましようと言っても、調べたら本納中学校の敷地が7,700坪で、茂原中学校の敷地が13,500坪あるんですよ。茂中の半分強しかないところに3つの学校、あるいは2つですか、これを持っていてもかなり狭い。これから先、土地をどこにするか、それこそ教育委員会で考えてもらうことだと思いますけど、いまの状況だとなかなか厳しいから、丁寧に説明していくしかないんじゃないかなと。それかこのままやるしかなくなっちゃうので、ただ1学年3人を早く解消してあげたいと、それを一義に考えていったらいいんじゃないかなと思います。

会長(議長) : はい、どうぞ。

委員 : 新治小を本納小にという方向性ができて、これでまとまるかなと思っていたところでこういう崖の問題が出てきたんですが、崖の危険性のために新治小を本納小にという案をやめようとしてしまったら、本納小のPTA、親御さんは、そこに通わせている我々はどうなんだ、そんな危険なところに茂原市は通わせているのかと、3倍くらいの大きな非難が来ると思います。だか

ら、市としては完全な対策をうって、安全ですよという前提で新治小を本納小に移します、本納小の方々も新治小の方々も安心して下さいというふうにしないと、本納小から逆に非難される。

どっちにしても、私も委員さんと同じで、新治小を本納小と一緒にすると。1年以内とかでは（統合）できないという話があったので、その間に茂原市で万全な体制を作ってもらうように審議会で条件を出して、答申として出すしかないんじゃないかな、でないといままでやってきた審議の意味がなくなるのではないかと思います。崖はたぶん知らなかったからこうなった、知れば何とかできる対策をうたなくてはいけないですよ。現状本納小学校に通っているわけだから。それを前提として答申を作るべきだと思いますね。

会長（議長）  
委員

： はい。おっしゃることよくわかります。どうぞ。

： ほぼ同じ意見なんですけど、特別警戒区域になるならば、これ（土砂災害防止法のチラス）に出ている赤い3つの中でどれかをやらざるを得ないんじゃないかなと思います。移すのか、崖を整備するのか、（建物）を補強するのか、どれかをやるしかないのかなと思っています。安全を確保しながら、そちらに子どもを預けていくのが大事かと。

資料2で、課題としてこうやって書かれているんですけど、最初見たときに、言葉は悪いんですけど、だから何と。これは僕らが考えるんじゃないよな、市で考えてもらうことかなと思っています。

会長（議長）  
委員

： はい、どうぞ。

： 今回出てきたこの崖の件について、新治から本納への統合の話だけでは済まされないことになってくると思います。本納小の児童、保護者、関係者に対しても由々しき事態となっていると思うんです。崖に対する危険性があからさまになったからには、我々がやっている実施計画が頓挫しようとも、これを何とかしなければ統合の理解など到底得られないものだと思えます。

また、PTA代表の立場として意見を言わせていただければ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域であろうがなかろうが、崖は崖なんです。危険度がどうこうじゃなくて、崖は崖、親としては不安なんです。子どもの安全が確保されていない統廃合では、何が子どもたちのためなのかと思いました。親としての気持ちで言えば、ハード面が準備できてから統合してくれというはず。事実保護者から、3つ一緒になる学校ができてから統廃合してくれという意見も、PTAを通して伺っております。

ただ、新しい学校ができてから統廃合できればいいですけども、一方でいま現在の子どものことを我々は考えているじゃないですか。そのために早急に対処してあげたいという気持ちがありますので、私の意見としては、先ほど次長がおっしゃられたように、法面の強化や落石防護柵の十分な設置などをして、本納小が大丈夫だよと、今いる本納小の児童や親御さんたちも安心するように大丈夫な形を作ってあげて、それで新治の皆さん来て大丈夫ですよとなれば、いま我々が進めている話、新治の子どもたちを本納に移すという話が、今までどおり進められるのではないかと思います。

会長（議長）  
委員  
会長（議長）  
委員

： はい、ありがとうございます。

： いいんじゃないですか。

： 委員さんはいかがですか。

： この間の住民意見交換会でも、やはり安心安全が一番基本と捉えられていたと感じています。どこに行っても崖だの川だのはある、それは仕方ないことだと思うんです。ですが、いま皆さんのお話を聞いて、委員と同じように、いま何を一番しなければいけないかと考えると、やはり子どもたちが3人では仕方ないことで、本納小なら本納小にとにかく早急に行かせてあげないといけない。6年間という期間しかないで、その間でできるのであれば子どもたちをなるべく振り回さずに学習してもらいたい、親としたらそういう気持ちです。

ですので、いま皆さんからお話があったように、本納小でも安全だよということがきっちりわかれば、新治の人たち、親御さんたちも、安心してと言えるかわかりませんが、大丈夫であればじゃあ行かせようという気持ちにな

- るんじゃないのかなと思います。
- 会長(議長) : ありがとうございます。皆さん方のお気持ちを要約しますと、いまの本納小学校の崖に対する処置、それなりの安全な対策を講じて、新治の子どもたちに来てもらおうと、そしてゆくゆくは少人数の3つの学校を1つにすると、そういうようなことですよ。(そうですとの声)
- 豊田教育部長 : そういうことでよろしゅうございますか。どうぞ。
- 豊田教育部長 : 教育長も先ほど言ったんですけども、教育委員会といたしましては、意見交換会で新治の人たちから出た崖の懸念、そして今回の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定されること、議員に説明したときも危険じゃないかという反応がありまして、これらを総じて、住民の理解を得るのは非常に難しくなった、要するに本納小に新治小の子を入れるということは非常に難しくなっていると考えております。
- 委員 : 委員がおっしゃったように、第一義的には新治小学校の少人数を解消する、ゆくゆくは3校合同のものを作ると。それがすぐできればいいんですけど、できないときには何らかの手を打って新治小の少人数を解消すると。そういうところで協議をしていただければと思うんですけども。
- 豊田教育部長 : 質問していいですか。本納小の崖に対していま審議会の皆さんが言ったことは、現況である崖の処置をすれば問題ないのではないかという意見だったと思うんですけど、それができないということですか。
- 内田教育長 : 山が市の土地ではないので、そこから先がいろいろと、説明しづらいですけどご理解いただければ。
- 委員 : いま審議会委員の皆さんからご意見いただいたことが、誰から見ても大体そういう考えなのかなと思うんですよ。この区域に指定されたからといって、危険だからすぐにどかなきゃいけないというものではないんですけど、土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域に指定されることはほぼ間違いありません。警戒情報が出たときにすぐ避難すればいいといっても、そういう状況のところ永久に本納小の子どもたちを置いておいていいのかというのがありますし、新治小や地域の方々に理解を得るのはますます難しいと。資料にあるように、崖に頑丈な手当をしたり崖を崩してしまえばいいんですが、いま部長が言ったように市の土地でない部分がありますので、そういうことができない場合もあると。
- 委員 : 崖に対する方法としては、崖を崩すか、手当をするか、本納小がどこかに動くか、子どもたちのことを考えるとそうなるので、その何らかの方法を市や教育委員会で考えていかななくてはいけないと思っております。
- 会長(議長) : 防護柵がいまあるんですよ。それをより強固なものにすればいいだけじゃないんですか。それは小学校の敷地の中にあるんでしょう。
- 久我教育部次長(教育総務課長) : どうぞ。
- 久我教育部次長(教育総務課長) : 崖の下、敷地の中に、大体2メートルくらいのフェンスを設置しているんですけども、その写真を千葉県の方に持って行って、現在ここまでの手当をしているがどうかという協議をしましたが、相当な高さが必要で、もっとも強固なものでないと、特別警戒区域からは外れないという回答をいただいているところです。
- 会長(議長) : あと、先ほど(指定の条件を)30度以上、5メートル以上というお話をしました。例えばいまの崖を補強するか相当な防護壁を作れば、レッド(特別警戒区域)ではなくイエロー(警戒区域)の指定になる、もしくは奥まで段差を付けて削っていくなどの措置をして、30度未満でずっとなだらかにしていけばイエローも外れるわけですけども、先ほど部長がお話しましたように、崖の奥のほうは民地になります。平成13年に崖の上のほうにある木を全部取りましたが、そこは市の土地なので取れたんですけども、なだらかにしていくということになるとどうしても奥までかかると。学校のそばだけやっても同じですので、相当な事業面積での工事が必要になってくると思われれます。
- 豊田教育部長 : 崖の手前のほうは茂原市の土地なんですよ。奥行きどれくらいまでがそうなんですか。
- 豊田教育部長 : 正確にはわかりませんが、1メートルとか本当にそれくらいかと。





- るに、複式学級を解消するためにこうしなきゃならないというところまでは私たちが決めて、その先については市に任せてくださいと、そういうことをおっしゃりたいのですか。
- 豊田教育部長 : 審議会から答申を出すのに、1回目は新治小と本納小を統合して本納小を使うというところまで出してくださったんですけど、委員の意見は、将来的には3校を統合しよう、けど新治小学校の少人数は何とかしなくちゃいけない、それだけでいいんじゃないかという話だったと思うんです。
- 委員 : 教育長が言ったように、本納小の子たちも何とかしなくちゃいけない、崖も削るとすればこれから地権者と話をしていかななくちゃいけない。そうしたときに、そこまで審議会の方たちで細かな審議は難しいというか、財政的なこともありますので、方針だけをいただければ、あとはこちらのほうでやることなのかなと。
- 委員 : おっしゃることはわかるんですけど、何とかしなきゃならないというのは明らかであって、それだけで良かったのであれば、今までの話もあまり必要なかったことになってしまいますよね。もちろん地権者の方とのお話とか、具体的にいくらかかるとか、私たちは言われてもわからないところはあると思うんですけど、保護者の立場から言わせていただければ、そこまで決めておいて、じゃあその先どうするのというところまで関わりたいです。
- 豊田教育部長 : いまの案は、本納小の崖を強固にしてそこに（新治小の子が）入れればいいということですが、もしそれができなかったときはまた違う案になっちゃいますよね。
- 委員 : それには市のほうで地権者のほうとお話を進めていただくとか、そういったことを提示していただいて、私たちにこういう状況けどどうしますかというふうに言っていただけたら、考えようがあるじゃないですか。いまの話だと八方ふさがりになっているわけですよ。崖は危ないけどどうにもできない、地権者の方とお話しなきゃならない、そこはもちろん私たちができないところなので市のほうでやっていただきますけれども、そこまでの話を出していただいて、じゃあどうしましょうかということじゃないんですかね。そうではなくて、私たちは方向性だけ決めて、あとはお任せしますという感じなんですか。
- 豊田教育部長 : 答申の中で、要望などとして入れてもらっても構わないですし、やり方はいろいろあるかと。
- 委員 : だいぶ時間が経過して、間もなく8時になります。答申について、いまの段階ではなかなか難しい状況になってきていて、我々はどこまで決めるのかという、いま委員さんがおっしゃったようなこともあるかと思うんですけど、今回答申がまとまらなかった場合、どういうスケジュールになるんですか。
- 久我教育部次長  
(教育総務課長) : いま委員さんがおっしゃっているのは、今日決まらなかったらという意味ですかね。当初の予定では5回を目標にしておりましたところ、事前に会長さんにもご了解いただいておりますが、非常に重要な案件ですので次回もしくは次々回（答申）ということで考えております。まずは皆さまがある程度統一した見解を出していただかなくてはいけないので、こちらが押し付けるというかゴリ押しする気はございませんが、皆さまにご協力いただければ引き続き審議をお願いしたいと考えております。
- 委員 : ここ以外の人も何か対策を持っているかもしれないし、我々は我々で考えて、ハードの専門家の意見を聞きながらあとは市に任せるとか、それを答申として出さないといけないのではないかと思います。崖を削れないのであれば建物を強固にするしかない、長生病院が建物を補強したとか、他の地区の前例とかを集めながら、最初からできないんじゃないかと、どうしたらできるかというのを考えながらやらないと、じゃあ統合やめちゃえよという議論になりかねないので、どうやったらできるかと前向きに考えながらやるのがこの審議会の役割かなと思います。
- 委員 : 我々は、できるかわからないけどこういう方法を考えましたと、いろいろな部分は役所で知恵を出してやると。やってみただけでなかなか難しいですというならわかるんですけど、最初からできませんだと、やってみないのになぜわかるの、全国で何万か所も警戒区域があるんだから、調べればやってる

- とところがあるかもしれないじゃないかと思えますよ。
- 会長(議長) : もしやるんだったら調査をして、こういう方法で工事をすれば、絶対とは言わないけれど安全になりますよと。そういうことを確認したうえで、本納小学校が安心安全な学校になったということであればいいんじゃないかと。そう速やかにはいかないかもしれないですが、はい。
- 委員 : いまこの議論は何時間やってもまとまらないと思えますので、例えば新治小と本納小を統合して本納小を使用するという、今までまとめてきた案があるわけだから、それをやるためにはどういう方法があるかと。いまいくつか話していたんだけど、もうちょっと研究していただいて、どうしても難しいということであれば次のステップになるかと思うんです。本納小を使用することができる方法を、次回提示していただきたいと思えます。できるかできないかはわかりませんが。
- 会長(議長) : それともう1つは、結論はそう簡単に出ませんから、1回2回(答申を)延ばしてもいいと思うんですよ。回数を増やして。
- 委員 : 答申は結局延びるということですね。
- 会長(議長) : そうです。当初の予定よりも日数をかけて答申の完成に持っていく、それは仕方のないことじゃないのかなと思えます。どうぞ。
- 委員 : 私は、本納小を何とかしてまで使いたくはないと感じます。将来的にあの学校を使うのであればいいですけど、使わないのであれば、本納小の崖にお金をかけるより、プレハブでもいいから仮のものを建てて新しい校舎が建つのを待つ。どちらがお金がかかるのかわからないですけど、将来的に使わないのであれば、本納小に一生懸命お金をかけるのはもったいないような気がします。
- それで、何となく先ほどからそこまでは踏み込まないでもらいたいというような気配を感じていて、そのところを市はどのようにお考えなのかかわからないですけど、どこまで私たちが考えたいのかをはっきりさせてほしいと思えます。今日は終わりでもいいですが。
- 会長(議長) : はい、そういうことでございますので、もうちょっとお話し下さい。
- 久我教育部次長(教育総務課長) : 今までの意見で、3つ4つくらいに区分できると思えます。
- まず、新治小の小規模を最優先で解消しようということで、そのためには本納小を使うこと。木が垂れているところは(伐採を)やるつもりでいましたので、それは置いておいて、それが複数の方からご意見ありました。次に、委員さんが言われるように、住民意見交換会でもありましたが、一気に(3校統合)という考え方。あと、委員さんがおっしゃっていた、本納中の敷地を活用して仮校舎を建てて、(新治小の)複式学級を解消したらいいんじゃないかという意見。それと、本納小の安全対策を最優先と。お話を聞いているとこれくらいに分かれるのかなと思いました。
- 今までの答申案では、すごくスマートな感じになっていました。第一段階として新治を本納に入れて、将来的には3校と、非常にスマートなプランをいただいたと思っております。今日話している、この崖の問題は対策に時間がかかるというのは皆さんわかっていたと思いますので、大元にある皆さんのご意見は新治小の小規模解消だということを表現するような形で、いくつか併記するような答申の形も含め、次回再度ご検討いただければと思います。
- 会長(議長) : いかがでしょう。
- 委員 : 反論するわけじゃないんだけど、答申に向けてここまで進んできて、それを場合によっては変えようという話ですよ。そのためには、さっき言ったように、できるかできないかということは非常に(判断が)難しいということを確認したうえで方針転換となるかと思えますので、そのところをみんな確認できるような形でやっていただけたらと思えます。その上でいろいろな選択肢が出てくるかと思えますので、よろしくお願ひします。
- 会長(議長) : はい。ということでいかがでしょうか。
- 委員 : 再編とは直接関係なくて、崖のことを蒸し返しちゃうんですが、民地だとおっしゃいましたよね。民地が重大な災害を引き起こそうとしているのに、その所有者は責任を取らなくていいんですか。その辺がちょっと引っかかる

- 会長(議長) : んですけど。  
 久我教育部次長(教育総務課長) : はい、どうぞ。  
 豊田教育部長 : 土砂災害防止法は、先ほどの秋山の説明にもありましたように、まずは知らせるといふソフト的な意味合いがありますので、こちらの資料では、都道府県があたかも移転勧告するように書いてありますけれども、実際はなかなか行われるものではないと。防災の人間も関わりますが、区域指定されたことによって、避難の体制とかを整備して、早め早めに発信をして、生命や財産を守っていただくという、どちらかというところと知らせるといふことに重きを置いた趣旨の法律であると考えております。  
 委員 : 民家、例えば自分の家の裏山とかがそうになっている人もたくさんいると思うんですけど、警報が出た場合は速やかに避難するという法律なんです。  
 会長(議長) : 質問していいですか。崖があって、学校ですから宅地じゃなくて特別な施設じゃないですか。病院とかもそうだと思いますけど。そういうものに対して例外で何かあるんですか。たくさんの子どもが集まる特別な施設であるわけですから。  
 久我教育部次長(教育総務課長) : どうぞ。  
 会長(議長) : 資料1(2)の中ほど、指定基準というのがあります。崖の傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上と。その下ですが、千葉県では最初住家が多いところ、5戸以上だったかと思いますが、そこを優先していました。ですから、公共施設とか不特定多数の人が出入りする施設というのは、学校も含め調査対象外でした。その後、要配慮者利用施設について調査が加わり、さらにその後住家5戸以上というガイドラインが外されて、他の調査がスタートしたということになっております。したがってお答えとしては、学校だから基準が厳しいとか緩いとか、そういうものはございません。  
 会長(議長) : せっかくですからご指摘いただいたところ、施設の整備などハード対策ではなく、警戒避難体制の整備などソフト対策を推進するための法律であると書かれておりますよね。この辺もきちんと読み取らないといけないと思いますが、いずれにいたしましても、こういうことがわかった以上、その対策、方策を考えなきゃならないと。  
 久我教育部次長(教育総務課長) : 本日も予定の8時を10分ほど回ってしまいましたが、やはりある程度話し合いを進めませんと本当のところには到達できませんので、今回は今日の続きということではいかがでしょうか。本当はもう1つ、二宮と緑ヶ丘があつたんですが、これについては次回必ず触れるということでは。  
 久我教育部次長(教育総務課長) : 進行が不慣れで非常に迷惑をおかけしましたけれども、そう簡単に結論の出ない問題に差し掛かってまいりましたので、お許しをいただきたいと思っております。意見交換のほうは閉じたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。それでは、中途半端ではありますけれども、これについては以上ということでお願いいたします。  
 久我教育部次長(教育総務課長) : 資料3として予定表を出ささせていただいておりますが、先ほどのお話で継続ということになりましたので、次回の日程について11月の8日または10日と事務局では考えてございますが、皆さまのご都合の良い日をご教示いただきたいと思います。8日の18時が第一希望、10日の18時が第二希望となっております。よろしくお願いいたします。  
 会長(議長) : ではその点だけ確認させていただきたいと思っております。(各委員の予定確認)  
 久我教育部次長(教育総務課長) : それでは、事務局先導で申し訳ございませんが、次回、第6回の審議会につきましては、11月8日水曜日、午後6時スタートということをお願いしたいと思っております。詳細や資料につきましては後ほど提供させていただきますので、よろしくお願いいたします。  
 会長(議長) : 11月8日水曜日、第6回審議会ということでご案内が届くということではございます。よろしゅうございますね。それでは進行の方、よろしく申し上げます。  
 川崎教育総務課長補佐 : 中山会長、ありがとうございました。  
 川崎教育総務課長補佐 : 次第の5、その他でございますが、先ほどのとおり、11月8日の開催ということで、開催通知と会議資料は、前の週の金曜までには発送できるよう準備

を進めさせていただきます。

その他、会議全体を通しまして、何かご意見等ございますでしょうか。会議録の訂正等がございましたら、随時事務局のほうまでご連絡いただきたいと思います。

それでは、長時間にわたりまして慎重審議誠にありがとうございました。以上をもちまして、第5回茂原市学校再編審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。